サラリーマンと税金
所得税は？

四月からサラリーマンとしての第一歩を踏み出された方、給与にかかる税金のしくみをご存じですか。

所得税は、給与やボーナスをもらうときに天引きで徴収される「源泉徴収制度」をとっています。

さて、所得税の計算ですが、次のような算式ではじき出されます。

所得税額＝（年収－給与所得控除額－所得控除額）×税率

給与所得控除とは、商売などをしている人たちの場合でいう必要経費に相当するものですが、次のように計算されます。

①年収百五十万円以下の場合＝年収の四割（ただし、計算した金額が五十万円未満の場合は五十万円）

②年収百五十万円～三百万円の場合＝年収の三割プラス十五万円

③年収三百万円～六百万円の場合＝年収の二割プラス四十五万円

④年収六百万円以上の場合＝年収の一割プラス百五万円

ところで所得控除とは、所得税の負担が、所得水準の低い人にとって重すぎないように、また、納税者の負担能力に影響を与えるような個人的事情も考えて、所得金額から一定の金額を控除するもので、生命保険料控除や配偶者控除、基礎控除など十四種類あります。

さて税率ですが、課税所得金額が六十万円以下の場合の一〇％を最低に、八千万円を超える場合の七五％までの超過累進税率となっています。

毎月の給料やボーナスから差し引かれる所得税は、一定の税額表によって源泉徴収されますが、十二月に、年末調整によって精算が行われます。

県外で学ぼうとする学生さん
㊚被保険者証の交付を!!

国民健康保険に加入されているかたで、学校教育法に規定する各種学校に就学し、県外に転出するかたは、一般の国民健康保険被保険者証とは別に、㊚と押印した別個の被保険者証が交付されます。

㊚被保険者証が必要なかたは、印かん・国民健康保険被保険者証および在学証明証をもって、住民課窓口で手続きをしてください。

引っ越しのときは前もって東京電力へ

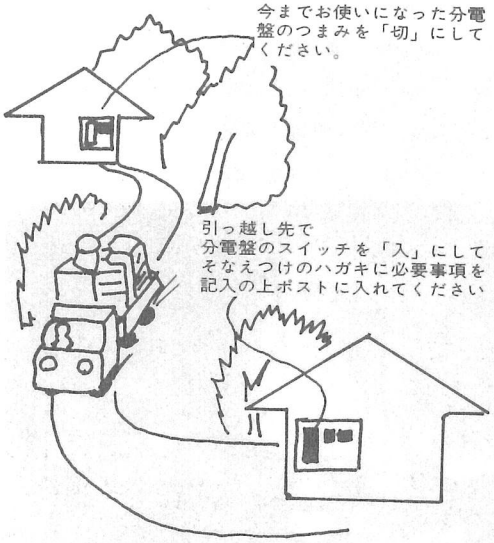

引っ越しなどで電気の使用をやめるときは、その予定日を決めたうえで、前もって東京電力へご連絡ください。東京電力では、この指定日にお宅へおうかがいして電気をとめる処置や電気料金の精算などをすることになっています。

ご連絡がありませんと、あき屋になった家屋へ電気を送ることになり、危険がともなうばかりでなく、電気料金の精算ができません。このため料金上の問題がおこりがちです。必ず東京電力へご連絡くださるようお願いいたします。

ご連絡の際は、おところ、おなまえ、期日、時間、移転先などのほか、お客様番号を明確にお知らせいただけますと作業手順上幸いです。

なお、料金は使用日数に応じて日割計算をいたします。また、引っ越し日に東京電力からうかがいますが、万一引っ越し時間に間にあわなかった場合は、分電盤内のブレーカーのつまみを下にさげてください。料金は引っ越し先にご請求させていただきます。

引っ越し先では

前住者にかわり新しく電気をお使いになるときは、まず、安全ブレーカーのつまみを「入」にして（安全器の場合はふたを閉め）ブレーカーのつまみを「入」にしていただきますと電気はつきます。

電気がつきましたら、そなえつけのハガキに所定の事項をご記入のうえ東京電力へご連絡ください。

契約名義だけを変更するとき

電気料金は払っているが、領収証は前任者の名義のままだというようなことがあります。

前任者にひきつづいて電気をお使いになる場合でも、電気をお使いになる方（契約名義人）への変更は、必ず東京電力へのご連絡をお願いいたします。